

江差町ネーミングライツ導入に関するガイドライン

平成29年11月13日制定

1 ネーミングライツ導入の目的

- (1) 厳しい財政状況における新たな財源確保の取り組みとし、町が所有する公共施設の維持管理に資することを目的とします。
- (2) 地元企業との官民協働による地域貢献と地域の活性化を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、町と民間事業者等が契約を締結し、民間事業者に愛称を付与する権利を与え、町がその対価を得ることによって新たな歳入を確保し、施設の管理運営等に役立てるものです。

ネーミングライツ導入後、ホームページや広報紙や印刷物などにおいて愛称を積極的に使用しますが、条例・規則等の施設名称については変更せず、議会等において必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。

3 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、一般的に次の2つの方式があります。

ア 施設特定募集型 町が選定した施設についてスポンサーの募集を行う場合

イ 提案募集型 団体等の提案を募集する場合

町では、アの「施設特定募集型」を採用します。

ネーミングライツ料、契約期間、募集要項などはその都度決定し、町ホームページや町広報紙等により広く公表します。

導入の手続きの流れは以下のとおりとします（審査委員会による審査以外は、施設所管課の事務）。

(1) 諸事項の決定

- (a) 対象施設の選定
- (b) 公募・非公募の決定
- (c) ネーミングライツ料の決定
- (d) 契約期間の決定
- (e) 費用負担の区分の決定
- (f) 募集方法の決定
- (g) 募集要項の決定
- (h) 契約書案の決定

(2) 審査委員会による審査

- (1) の(a)～(h)についての審査

(3) 関係者からの意見聴取

(4) ネーミングライツパートナーの募集

- (5) 審査委員会による審査
 - (a) ネーミングライツパートナーの決定
- (6) 契約締結
- (7) 施設表示等の変更、愛称の使用開始

4 対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設として、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、町の公共的な施設及びそれらの一部を想定しています。なお、次に掲げる施設は対象外とします。
 - ① 役場庁舎、小中学校、保育所
 - ② 施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するもの
- (2) 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設であるときは、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、あらかじめ当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ、現指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

5 ネーミングライツ料

- (1) ネーミングライツ料の算定は、新たな財源の確保及び対象施設の管理経費の軽減という観点に鑑み、施設の管理経費（指定管理料を含み、光熱水費・燃料費などの運営に係る経費を除く）をベースとし、利用者数を勘案するなど適当と思われる額を施設所管課で設定するものとします。
- (2) ネーミングライツ料は希望額とし、それを下回る額で応募することも可とします。

6 付帯権利

導入にあたってはネーミングライツ以外の特典（付帯権利）を付与することができるものとします。その場合、ネーミングライツとしての効果やネーミングライツ料の金額と比して過大なものとならないようなものとします。

7 契約期間

おおむね5年程度とします。

8 費用負担の区分

- (1) 施設自体の看板や標識等の変更、維持管理、原状回復の費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とし、それらの工事等の実施主体もネーミングライツパートナーとします。
- (2) (1)の設計書の内容・工事等の期間などは事前に町側と協議し、町が了承しなければならないとするものとします。
- (3) パンフレット等の変更に係る経費については、町が負担するものとします。ただし、直ちに変更するのではなく、「パンフレット等は将来、増刷や更新するときに愛称に変更する」などという条件を募集要項に明示することとします。

9 関係者からの意見聴取

可能であればネーミングライツの導入に当たって、関係者から意見を伺います。

関係者の範囲は、施設の性質や利用者の範囲などに合わせて選定します。

例)

スポーツ施設、文化施設等 利用者団体、協会等の代表者

集会施設、公園等 地元町内会等の代表者

10 愛称

(1) 愛称に条件を付す場合は、予め募集要項にその旨を記載します。

(2) 別に定めるネーミングライツ実施基準第4に定める愛称は禁止します。

11 応募できる者

法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体としますが、団体の場合は、代表者がいること、定款・規約・役員名簿があることを要件とします。

なお、別に定めるネーミングライツ実施基準第3に定める者は応募できないものとします。

12 応募

(1) 応募に際しては、内容として次の事項が含まれているものとします。

① 応募する法人・団体等の名称、代表者名、所在地、又は個人の氏名、住所

② 愛称案

③ 看板のデザイン案

④ ネーミングライツ料（単年度の額）

(2) 町は審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

13 審査・決定

(1) ネーミングライツパートナーの決定のほか、ネーミングライツ導入に関する事項を審査するため、審査委員会を設置します。

(2) 審査委員会の設置等必要な事項は別に定めます。

(3) ネーミングライツパートナーの決定にあたっては、別紙のポイントを基に総合的に評価するものとします。

14 契約の解除

契約当事者は、契約相手方の事情・瑕疵等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約満了を待たずに契約を解除することができることとします。

また、ネーミングライツ料の未払い等があった場合、町は契約を解除できることとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

15 議会への報告

ネーミングライツの導入を進めるにあたって、次のタイミングで町議会へ議員全員協議会等において報告することとします。

- (1) 募集をするとき
- (2) ネーミングライツパートナーが決定したとき

16 ネーミングライツパートナー及び愛称の公表

ネーミングライツパートナー及び愛称が決定した際には、広報紙及びホームページで公表します。

別紙

審査項目及び審査のポイント

① 応募者

【ポイント】

- ・応募資格にあてはまるか。
- ・経営は健全か。
- ・社会的な信用があるか。
- ・江差町税（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を含む）に滞納がないか。
- ・ネームバリューがあるか。

など

② 愛称案（英文表記含む）

【ポイント】

- ・禁止されている愛称を使用していないか。
- ・町民にとって親しみやすいか、分かりやすいか。
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか。

など

③ ネーミングライツ料

【ポイント】

- ・応募金額は妥当か。
- ・町の負担経費（町の負担で実施する標識やパンフ等の変更に係る経費等）と比較して妥当か。

など